

## 買主様：【宝石大会 申し合わせ事項】

### 第1条（市場運営費）

当社が特に指定する場合を除き、宝石大会の取引については買主に市場運営費は発生しません。

### 第2条（商品情報）

1. 出品情報におけるコンディションに関する記載内容、画像等はあくまでも参考であり、当社は品質等を保証するものではありません。ただし、売主が新品又は未使用品として出品する商品については、その状態を売主が保証します。
2. 商品情報及び付属品情報は、出品者の申告に準じて掲載していますが、それらはあくまで参考及び目安としてください。買主は下見で十分検品のうえ、競りに参加してください。
3. 商品情報に「色石」と記載されている商品については、石の種類（ルビー、サファイア、エメラルド、翡翠等）について、売主の保証がない商品です。
4. 商品情報のうち、定価に関する情報は売主の申告情報になります。当該情報の正誤及び精確性については、後交渉の対象外となります。

### 第3条（後交渉）

1. 以下のいずれかに該当する商品の石目について、出品表又は商品に記載・刻印された石目と実測の数値が相違する場合は、後交渉の対象とします。
  - (1)単石で0.2ct以上となる場合
  - (2)複数石の商品で石目の合計が0.5ctw以上となる場合（複数石を1つの山で出品する場合で、石目の合計が0.5ctw以上となる場合を含む）
2. 前項の対象商品について、売主の保証義務が生ずるのは、石目の相違（単石あたりでの相違かを問わない）が実測で0.1ct以上である場合とします。
3. 前二項に関わらず、印台・ブローチ等の埋め込み型の石で、厳密に計量することができないものについては、石目は見た目での判断とし、後交渉の対象外になります。なお、出品表に当該商品の石目に関する記載があるときは、当社の判断で削除する場合があります。
4. ブランド商品の固有番号が書き換えられている場合又は判読することができない場合は、後交渉の対象となります。
5. 以下に該当する場合は後交渉の対象になります。ただし、以下に該当する原因が予め出品表にて申告されている場合にはこの限りではありません。
  - (1)メーカーによる修理が受けられない場合（詳細は本規約第18条第5項に従う）
  - (2)メーカーでの修理の受けにあたり、非純正パーツ等の交換を条件とする場合

6. 出品表の記載内容と鑑定証又は鑑別証の内容に相違があるときは、後交渉の対象になりません。
7. 商品の付属品については、保証書が基準外である場合には、後交渉の対象となります。
8. 商品の引き渡し後、後交渉を目的として、石目の計量・検査等のために商品の原状を変更（枠の切断等）する場合には、買主は事前に当社に通知のうえ売主の承諾を得るものとします。事前の承諾なく原状の変更をした場合には、後交渉により返金等の対象となった場合であっても、当該商品の原状回復にかかる費用と責任は買主が負担しなければなりません。

#### 第4条（鑑定）

1. 当社は、売主及び買主双方の了承に基づきメーカーに対し鑑定の依頼を行う場合があります。なお、当該鑑定により商品の原状変更（破損を含む）が伴う場合がありますが、当社はその修理費を含む一切の責任を負いません。
2. 商品が後交渉により売主の手元に返品された場合、落札後に買主がソーティング費用を支出しているときは、売主は当該実費を買主に代わり負担する。ただし、当該実費の金額については、買主が領収書及び鑑別書等の写しを提出する等し証明する責任を負います。
3. 依頼する鑑定機関は、当社が特に指定する場合を除き商品の種類に応じて以下のとおりとします。なお、鑑定機関ごとで鑑定結果が異なるときは、株式会社中央宝石研究所の鑑定結果を採用するものとします。

商品の種類	鑑定機関
ダイヤモンド	株式会社中央宝石研究所
色石	株式会社中央宝石研究所
	ジェムリサーチジャパン株式会社

以上

2025年11月13日 施行

株式会社 OKURA